

小清水町空家バンク制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小清水町内にある空家の情報を提供することにより、利用可能な空家の流通を促し、移住・定住の促進により活力のある地域づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 町内にある居住を目的として建設し、利用していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）住宅をいう。
- (2) 所有者 空家に係る所有権その他の権原により当該空家の売却又は賃借等を行うことのできる者をいう。
- (3) 利用希望者 本町への定住等を目的に、空家を購入若しくは賃借を希望する者をいう。
- (4) 空家バンク 空家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク制度以外による空家の取引を妨げるものではない。

(空家バンクへの登録の申込み等)

第4条 空家バンクに登録しようとする所有者は、空家バンク登録申込書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該空家の情報等を空家バンク登録台帳に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空家バンク登録完了通知書（別記様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、前項の規定により登録をしていない空家で、空家バンクに登録することが適当と認めるものは、当該所有者に対し同制度による登録を勧めることができる。

(登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた登録者は、当該登録の内容に変更があったときは、速やかに空家バンク登録事項変更届出書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第6条 町長は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該空家バンク登録を取消することができる。

- (1) 当該空家に係る所有権その他の権原に異動があったとき。
 - (2) 空家バンク登録取消届出書（別記様式第4号）の提出があったとき。
 - (3) 登録した空家の情報の内容に錯誤があると認めたとき。
 - (4) その他、町長が適当でない認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により登録を取消したときは、空家バンク登録取消通知書（別記様式第5号）により当該登録者に通知するものとする。
 - 3 当該登録者は、同条第2号の規定により登録を取り消された者については、改めて第4条第1項の規定による申込みをすることにより、再度登録することができるものとする。

（登録情報の公開・提供）

第7条 町長は、空家バンク登録台帳に登録された情報のうち、必要な範囲内で町のホームページ等において公開し、利用希望者等に情報提供するものとする。ただし、登録者が希望しない情報についてはこの限りではない。

（空家バンク利用の申込み等）

第8条 空家の利用を希望する者は、空家バンク利用登録申込書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込者から、空家バンク台帳に登録された情報の提供を求められたときは、必要な範囲内で当該情報を提供することができる。また、小清水町空家バンク登録住宅の利用の希望があった場合、当該登録者に利用希望者の登録事項を、利用希望者に当該登録者の登録事項を必要な範囲内で提供するものとする。

3 登録者は、空家に関する売買又は賃貸借契約が締結されたとき、当該契約書の写しを添付し、空家バンク契約締結報告書（別記様式第7号）により町長に報告しなければならない。

（登録者と利用希望者との交渉等）

第9条 町長は、登録者と利用希望者との空家に関する売買、賃貸借の交渉及び契約等については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（秘密の保持）

第10条 この要綱に基づく業務に従事している者又は従事していた者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。